

(1) 民間被害者支援団体に対する相談業務の委託に要する経費として補助金措置している1億200万円のうち、カウンセラーによる心理療法に使われている金額の割合

- ・ 民間被害者支援団体に対しては公費による財政援助がなされているところ、都道府県知事部局や都道府県警察等がカウンセリング業務委託費として支出していることが明確であることから、カウンセリングに対する公費負担の支出額が明らかであるものは約970万円である（平成22年度中に224名に対して延べ673件のカウンセリングが実施されたもの。）。

なお、民間被害者支援団体に対しては事業費等様々な名目で公費による援助がなされており、団体の会計において公費負担による収入が団体への寄付や団体独自の事業による収益と混在するなどするため、民間被害者支援団体によるカウンセリングに対して支出されたものではあるが、支出に占める公費負担額が算出できないものが別に存在する。

(2) 精神疾患にかかる重傷病給付金のケース (第4回検討会②資料1-3
(5) 記載のケース) ①、②における障害給付金支給状況

(回答)

1 ケース① (重傷病給付金 約25万円)

(1) 被害種別

性犯罪による被害 (20代女性)

(2) 加療状況

- ・ 入院91日間
- ・ 加療1年以上 (通院12日間)

(3) 犯罪被害者負担額 (犯罪被害者が実際に負担した額)

- ・ 犯罪被害者負担額 約25万円
(自己負担額約60万円 - 高額療養費・付加給付金約35万円)

(4) 休業加算額

なし

(5) 障害給付金支給状況

- ・ 障害等級 第9級 (外傷後ストレス障害)
- ・ 給付額 約250万円

2 ケース② (重傷病給付金 約90万円)

(1) 被害種別

性犯罪による被害 (20代女性)

(2) 加療状況

- ・ 入院なし (労務不能期間349日)
- ・ 加療1年以上 (通院9日間)

(3) 犯罪被害者負担額 (犯罪被害者が実際に負担した額)

- ・ 犯罪被害者負担額 約3万円 (高額療養費等なし)

(4) 休業加算額

- ・ あり (休業加算額約90万円)

(5) 障害給付金支給状況

- ・ 障害等級 第9級 (外傷後ストレス障害)
- ・ 給付額 約220万円

(3) 公費負担による被害者カウンセリング実施の例(平成22年度)

(回答)

1 東京都

(1) 実施機関

民間被害者支援団体(被害者支援都民センター)による公費負担カウンセリング

(2) 予算額

約480万円(東京都:知事部局経費)

(3) 1回あたりの費用

非常勤職員の人件費として支出しているため、1回あたりの費用は算出できない。

(執行額約460万円)

(4) 実施状況(50人に対し、218回)

被害罪名	殺人 殺人未遂	強盗	傷害	強姦	強制わい せつ	交通被害	その他身 体犯
被害者	2人 4回	1人 4回		12人 72回	7人 14回	2人 19回	1人 20回
遺族・家族	6人 15回		2人 3回	4人 6回	1人 1回	11人 59回	
その他					1人 1回		
合計	8人 19回	1人 4回	2人 3回	16人 78回	9人 16回	13人 78回	1人 20回

※ その他については被害者の交際相手

2 神奈川県

(1) 実施機関

ア 神奈川県警察本部の部内カウンセラーによるカウンセリング

イ 民間支援団体(神奈川被害者支援センター)による公費負担カウンセリング

(2) 神奈川県警察本部の部内カウンセラーによるカウンセリング

ア 予算額

人件費(犯罪被害者支援担当カウンセラー2名)

イ 1回あたりの費用

発生しない

ウ 実施状況(171人に対し、601回)

被害罪名	殺人 殺人未遂	強盗	強姦	強制わいせ つ	交通事故関 係	その他(傷害 等)
被害者	1人 1回	8人 12回	55人 193回	60人 275回	2人 2回	14人 46回
遺族・家族	7人 16回			1人 2回	21人 48回	2人 6回
その他						
合計	8人 17回	8人 12回	55人 193回	61人 277回	23人 50回	16人 52回

(3) 民間支援団体（神奈川県被害者支援センター）による公費負担カウンセリング

ア 予算額

約270万円（神奈川県：知事部局経費）

イ 1回あたりの費用

1時間あたり8,000円（執行額約160万円）

【内訳】実施カウンセラーへの費用4,000円

支援センターのカounseling業務に対する費用4,000円

※ 1時間経過後15分ごとに2,000円の費用が加算される。

ウ 実施状況（39人に対し、96回）

被害罪名	殺人 殺人未遂	強盗	傷害	強姦	強制わい せつ	交通事故	恐喝未遂	名誉棄損
被害者	1人 1回	1人 4回	7人 13回	7人 29回	8人 11回	1人 3回		1人 2回
遺族・家族	5人 12回	1人 1回		3人 8回		1人 4回	1人 2回	
その他	1人 1回					1人 5回		
合計	7人 14回	2人 5回	7人 13回	10人 37回	8人 11回	3人 12回	1人 2回	1人 2回

※1 その他(殺人)については事件の目撃者

※2 その他(交通事故)については、バイク運転者(他車に接触され転倒した際、同乗者が後続車両に追突されて死亡)

(4) 精神疾患にかかる重傷病給付金の高額療養費等該当状況(30件中8件該当)

平成22年度

番号	病名	入院期間	通院日数	労務不能日数	加療期間	医療費の額	高額療養費	付加給付金	犯罪被害者負担額
1	外傷後ストレス障害 右膝内側靭帯損傷等	170日	70日		1年以上	560	170	0	390
2	外傷後ストレス障害	90日	10日	150日	1年以上	600	160	200	250
3	外傷後ストレス障害 肋骨骨折、頸椎打撲等	60日	50日	1年以上	1年以上	740	320	0	420
4	外傷後ストレス障害 うつ病	40日	20日		1年以上	280	70	120	90
5	外傷後ストレス障害 右外傷性血気胸等	20日	20日	1年以上	1年以上	320	170	0	150
6	外傷後ストレス障害 気道熱傷、左上腕骨骨折等	20日	10日		1年以上	370	120	0	250
7	不安神経症 気道熱傷	50日	10日	1年以上	1年以上	490	80	0	410
8	外傷後ストレス障害 気道熱傷等	3日	20日		1年以上	50	20	0	30

※1 金額の単位:千円

※2 付加給付金とは健康保険法の規定に基づき、健康保険組合がそれぞれ規定している制度

※3 医療費の額＝総医療費から健康保険が負担する療養費を除いた額(通常3割負担)

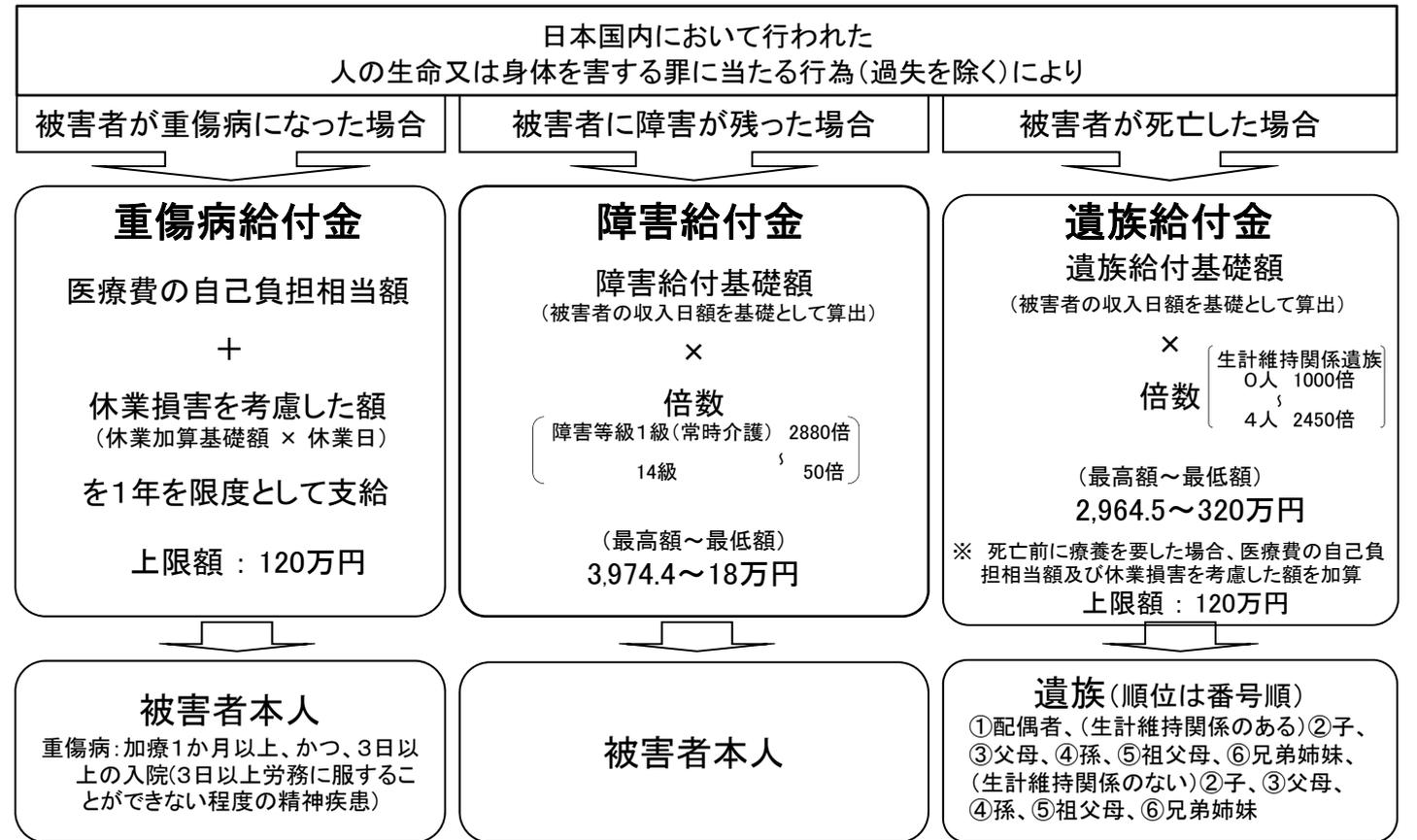
※4 労務不能期間が不明となっている事案は、入院要件を満たしており休業加算にも該当しないため未調査

※5 数値は四捨五入したものであるため、合計が一致しない部分がある。

○ 平成22年度重傷病給付金支給裁定220件中 高額療養費該当159件

(5) 犯罪被害給付制度の概要

趣旨	故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない被害者等に対して、国が社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等給付金を支給することで、その精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援しようとするもの。
根拠法	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号) (改正:平成13年4月及び平成20年4月)



申請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請。 ○ 日本国籍を有する者又は日本国内に住所を有する者が申請可能。
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者と加害者の間に親族関係があるとき ○ 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき ○ 被害者又はその遺族等と加害者との関係その他の事情から判断して、給付金を支給することが社会通念上適切でないとき認められるとき
調整	労働者災害補償保険法その他の法令により給付が行われるべき場合や損害賠償が行われた場合、その額の限度において給付金を調整。
除斥期間	申請は、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはすることができない。やむを得ない理由があれば、その理由のやんだ日から6月以内は申請できる。
仮給付	犯人が不明であるなど速やかに裁定することができない事情があるときは、仮給付金を支給。